

朱雀こども園の今後の方向性案に関する説明会

(令和8年3月10日)

開催報告書

令和8年3月31日
奈良市子ども政策課

日頃より、奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、朱雀こども園の今後の方向性について、市が検討する案をお示した説明会を開催しましたので、ご報告申し上げます。本資料では、当日の説明内容の概要及び質疑応答の内容、説明会アンケートの結果への回答を記載しておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

朱雀こども園の今後の方向性（案）に関する説明会概要



説明会資料を合わせてご確認ください。

1. 奈良市における幼保再編の背景と目的

背景：急激な少子化の進行や共働き世帯の増加、老朽化した施設の課題などに対応するため、本市では「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」に基づき市立幼保施設の再編、民間移管を進めています。

目的：限られた財源・人材を効率的に投入し、民間活力を活用することで、すべての子どもたちにより良い教育・保育環境を提供することを目指します。

2. 朱雀こども園の現状と課題

児童数の推移：地域全体および園の在園児数は減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想されます。

施設の課題：現在、乳児棟と幼児棟が分かれている「分園方式」のため、きょうだいの送迎時に保護者の負担があることや、建物の老朽化、維持管理コストが2施設分となることが課題となっています。

3. 今後の具体的な方向性（案）

令和10年度より、運営主体を市から民間法人へ移管し「私立認定こども園」として運営を開始します。利便性向上のため、現在の幼児棟を活用・整備し、乳児棟と幼児棟を1か所に集約（統合）します。

4. 保護者への配慮事項と期待される効果

継続性の確保：保育士の交代に伴う影響を最小限にするため、引継・共同保育を実施します。

負担増の抑制：基本的に公立園と同等の水準となるよう設定をいただきます。新たなサービス導入等により実費負担が変化する場合は、さまざまな家庭を配慮した金額設定のうえ、三者協議会（市・移管先法人・保護者代表）で協議し、決定します。

改善事項：延長保育の拡充や看護師の配置などの条件に加え、民間ノウハウによるサービスの充実を図ります。

5. 今後のスケジュール（予定） ※令和8年度から取り組みを開始する場合におけるスケジュールです

令和8年度：保護者アンケートの実施、移管先法人の選定。

令和9年度：引継保育・共同保育の実施、三者協議会の開催。

令和10年度：私立認定こども園としての運営開始、施設整備の着手。

令和12年3月末まで：施設整備完了、現幼児棟への集約完了。

● 方針について

Q1. 方針の案として示されていますが、確定しているのでしょうか。方針はいつ公表されるのでしょうか。

A1. 朱雀こども園については、現在、分園方式での運営に伴う保護者の皆様へのご負担、園舎の老朽化、そして多様な教育・保育ニーズへの対応等、複数の課題を抱えております。市といたしましては、これらを早期に解決し、より良い環境を整備することを目的に、本方針の案をお示しさせていただきました。一方、保護者の皆様にとっては、運営主体が変わることに対するご不安や疑問等があると思いますので、この度のアンケート結果等を踏まえ、検討します。令和10年度に民間移管する場合においては、令和8年度の早期に方針公表をいたしますが、その場合においても保護者の皆様に事前に文書等でお知らせいたします。

Q2. 再編に反対した場合、この計画は中止されますか。

A2. 幼保再編の取組においては、待機児童や市立幼保施設の老朽化等の課題に対し限られた財源と人材を有効的に活用するため、民間移管を中心に取り組みを進めており、市全体の方針としてご理解をいただきたいと考えています。

Q3. 移管先法人の募集について、現時点で法人は決まっていますでしょうか。また、再公募があってもスケジュールどおり進んでいるのでしょうか。

A3. 民間移管においては、再編方針を公表し、移管後の園運営で期待すること等の移管先法人公募に向けた保護者アンケートを実施のうえ、募集要項を協議・策定し、法人を公募するため、現時点では法人公募は実施しておりません。また、再公募となった場合は、応募に至らなかった法人からハードルとなった部分などの聞き取りを行い、保護者の意向も踏まえた公募条件の見直しを行い、年度内の法人決定に努めます。なお、これまでの移管園においては、全て当初設定したスケジュールどおりに移管を完了しております。

● 公募内容について

Q1. 民間移管後に保育時間が短くなることはないでしょうか。

A1. 移管先法人の募集条件として、最大開園時間を朝7時30分～夜6時30分、開園時間前後30分を延長保育時間として最低限設けることを条件としています（土曜日に限り延長保育時間の設定を除く）。なお、移管先法人により更なる追加の提案がある場合は、拡充される可能性もあります。

Q2. 移管先法人の選定について、保護者へ随時、情報共有をしてもらえるのでしょうか。

A2. 選定段階において応募のあった法人等の案内は行っておりませんが、選定後の結果は保護者の皆様へ、通知および奈良市ホームページにて公表を行う予定です。

● 引継・共同保育について

Q1. 移管前1年間の引継保育については、どのような取り組みを行っていますか。

A1. 4月から12月は引継保育期間として、園の主な行事や地域との関わりなど、運営内容等の把握に努めていただく期間としています。特に移管直前の1月から3月の3カ月間においては、園児・保護者の皆様と法人職員との関係性を築くことを目的とし、市の職員と移管先法人の保育担当予定職員が合同で教育・保育を行います。

● 引継・共同保育について

Q2. 3か月間の共同保育期間をもう少し長く設定できないでしょうか。

A2. 共同保育の期間設定については、他市町村の事例を踏まえ、保育士の増員により児童の自立や成長が妨げられないよう配慮した期間と考えております。また、移管先法人による保育士の確保についても考慮し、3か月間の期間を設定させていただいております。

Q3. 公立園を引き継ぐ園として、教育・保育の質を担保する取組みをどのように行っていますか。

A3. 教育・保育の質を担保するため、移管先法人の応募条件については、認定こども園、保育園、幼稚園のいずれかの運営実績のある学校法人・社会福祉法人を応募対象とすることや市立園で実施しているバンビーノプランに基づいた統一的な教育・保育を継承することを条件としています。
また、市立園の研修会への原則参加、園内研修の実施を条件とし、移管後は市立園勤務経験者による園訪問を移管1年目は月1回程度、その後も継続的に実施し、相談や助言等を行っています。

● 施設整備について

Q1. 民間移管後の施設はどのように変わりますか。

A1. 施設整備については、国の設備基準等に基づき、移管先法人により整備内容を提案をいただきます。現在の朱雀こども園の園舎や園庭の面積を考慮するものと考えておりますが、具体的な計画が確定するのは移管先法人が決定した後になります。

Q2. 施設統合後の乳児棟の活用方法は決まっていますか。

A2. 現時点では、施設の跡地活用について具体的な計画は決定しておりません。乳児棟の敷地については、奈良市の所有地でないため、土地の返還をする場合には園舎を解体することも考えられますが、移管先法人より敷地を活用したいという要望がある場合は、継続して借用する可能性もあります。

Q3. 駐車場の利用について、ならコープから賃借している駐車場は引き続き利用できますでしょうか。

A3. 現在利用いただいている、ならコープと公民館の駐車場は、移管後も継続して利用できるように調整を進めています。

Q4. 園舎の工事スケジュールについては、市も共同で説明してもらえるでしょうか。

A4. 施設整備においては、国の補助金を活用するため、民間移管後に移管先法人により施設整備を実施することとなります。そのため、工事業者の決定後に、園児への影響や安全面に配慮した工事計画を検討いただくこととなります。
なお、市と共同での説明は現時点で想定していませんが、工事業者からの情報共有や三者協議会の資料等を通じて、保護者の皆様へ情報共有を行い、必要に応じて法人に助言を行いながら進めてまいります。

● その他の質問について

Q1. 在園中に民間移管する場合、園の継続利用はできますか。

A1. 在園児は民間移管後も継続して利用いただくことが可能となります。

Q2. 施設統合により、定員数・受け入れ人数はどのように変わのでしょうか。

A2. 移管後の利用定員の設定は、現在の定員数、在園児数等をベースに、地域の就学前児童の見込みや待機児童数、充足率等も考慮したうえで設定を行います。現在、利用している児童が利用できなくなるといったことは、想定しておりません。

Q3. これまでの民間移管の実績において、移管後も園に残ってくれる先生はどのくらいいるのでしょうか。

A3. 市の正規職員は他の公立園への異動等となりますが、園には多くの非正規職員の方も在席しており、ご本人の希望や移管先法人が提示する雇用条件と合致した場合には、引き続き朱雀こども園で勤務いただけるものと考えています。
市としても児童への影響を考慮し、引き続き朱雀こども園に残っていただけるような条件を、法人に検討いただくようお願いしています。

Q4. 民間移管後も経験豊富な保育士が採用されるよう配慮をお願いしたいと考えています。

A4. 移管後の職員配置については、法人が運営する既存園からの異動なども含め、経験年数も加味した配置をお願いしています。
また、移管先法人の保育士については、市が主催する保育士研修への参加を求めており、保育の質の向上にも努めていただいております。

Q5. これまでの移管実績において、新規参入法人により保護者からの評価が良くなかったことはありますか。

A5. 移管後の園運営に関する保護者評価としては、公立園からの引き継ぎを受けた園として運営をしていたものであるものと認識しております。その他に、民間法人による迅速な対応やサービスアップ等についても、評価のお声をいただいております。
ただ、評価をいただく中で、公立園の教育・保育の個別的な内容も取り入れて欲しいといった意見をいただくこともありますので、移管後も小学校や地域との連携等を継続しつつ、民間のノウハウを活用したより良いサービスを提供できることを期待しています。

Q6. 発達障害をもっている子であっても、朱雀こども園の先生がしっかりついてくれていると感じています。民間移管後は、公立の対応をどこまで引き継いでいただけるのでしょうか。また、サポートいただける事業者を選定してもらえるのでしょうか。

A6. 支援が必要な児童や医療的ケア児の受入れについては、移管先法人の募集要項において、募集条件として設定しています。ただ、加配ができないため児童の安全確保ができず、受入れができないといった場合については、公立園も同様のケースが起こり得ると認識しています。その様な課題がない場合は、受け入れ体制の考え方を提案していただいたうえで、法人選定を行うこととしています。
また、選定においては、第三者委員会において、専門的な知識を持った委員によるヒアリングを実施し、奈良市のこども園カリキュラムであるバンビーノプランに基づいた教育・保育を引き継ぐこととしています。

アンケートの実施について

- **実施期間**：令和8年3月10日～18日
- **回答者数**：14名
- アンケート項目：①説明資料および民間移管に関する疑問点などについて
②その他、市に伝えたいこと

短期間にも関わらず、ご協力いただきまして、ありがとうございました。



アンケートの回答について

※質問内容が重複している部分は省略し、要点を整理して記載しています。

● 方針について

Q1. 幼児棟への集約によって、乳児と幼児を統合する必要性について疑問を感じています。具体的な理由を教えてください。また、周辺地域は0～2歳児の受け入れ施設が不足していると感じます。幼児棟に集約することで部屋数や保育士配置基準の関係上、実質的に定員を縮小させる可能性のある統合を進めることにはならないのでしょうか。

Q2. 施設統合の理由として「乳児棟と幼児棟を行き来するのが不便である」という意見は、全体の保護者のどの程度の割合から出ているものですか。具体的な根拠を提示してください。

Q3. 施設の改修と、統合を行わなかった場合とで、年間の予算にどの程度の差が生じるのでしょうか。

A1～3.

乳児棟・幼児棟分園方式に伴う、保護者の送迎時におけるご負担については、本園に限らず、他園においても複数ご意見を頂戴しているところです。当課において、朱雀こども園の实地調査を行ったところ、駐車場から両園を往復するのに約600m必要であり、特に早朝の忙しい時間帯に各棟へきょうだい関係の園児を毎日送迎することは、多大な負担であることを確認したため、その解消を図るとともに、民間法人による施設整備を行うことにより園児の教育・保育環境の更なる充実を図ることを目的に実施するものです。

また、乳児棟・幼児棟の統合により、3歳児進級時の環境の変化が減少し、園児の情緒的な負担が少なくなることや、多様な年齢児が同一の園舎でともに生活することにより、異年齢児の自然な交流がこれまで以上に生まれる等の効果もあって考えております。

民間移管後の朱雀こども園の定員設定については、現在の在園児数の推移や当園学区の就学前児童の見込みを考慮し、将来的な少子化を見据えた設定を行います。必要な部屋数や職員配置についても、法人による施設整備を行うことにより、法令に定める基準を満たす施設を確保し、適切な受入れ体制を整備することとしています。施設を集約することで、光熱費や施設維持管理費、人件費といった固定費の重複を解消できます。また、施設統合により将来の修繕・維持コストを抑制できるため、現状に比べ、中長期的に予算を削減し、効率的な運営が可能となります。

Q4. 本計画における、子どもにとっての具体的メリットとリスクの双方を丁寧に示し、十分な時間をかけた検討を求めます。

A4. 民間移管によるこどもへの主なメリットとしては、民間事業者の柔軟な発想や運営手法を活かすことにより、従来の公立保育の良さに民間のノウハウが加わり、保育内容のさらなる充実が図られる点が挙げられます。移管先法人の方針にもよりますが、過去の事例から、英語・リトミック等の特色ある教育・

課外学習の導入やセキュリティ対策・防犯面の強化等、延長保育の充実などの多様なニーズへの対応、利便性と安全性の双方のサービス向上が期待されます。また、園舎の施設整備に伴い、老朽化対策のみならず、こどもの興味・関心を引き出す新しい遊具や設備の導入など、より良好な保育環境の構築につながるものと考えております。

一方で、デメリットといたしましては、運営主体の変更に伴い、長年親しんできた保育士が交代することが挙げられます。特に子どもにとって、信頼関係を築いた先生との別れや、公立から民間へ移行することによる環境の変化により、少なからず心理的負担となる可能性があるため、移管にあたっては、こどもの情緒の安定を最優先とし、公立の良さを引き継ぐための丁寧な引継・共同保育を実施することとしております。

● 方針の伝達・周知時期について

Q1. 幼児棟への入園が決まる前、または4月入園の園を選定できる時期までに、民間移管の説明をする必要があったのではないのでしょうか。今時期の説明会に対して令和10年度の移管スケジュールは拙速に感じます。

Q2. 奈良市幼保再編計画にある「移管実施予定の2年6か月前までに周知」という規約と、今回の説明時期に整合性がとれていない点について説明してください。

A1～2.

本市では、奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】に基づき、市立幼保施設の民間移管を中心に取組みを進めており、ホームページや入園受付の際の資料などにより広く周知を図るよう対応を行っています。この度の保護者説明会については、年度末が近づく中での開催となり、保護者の皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

なお、再編実施方針の検討に際しては、保護者の皆様が入園を検討する際の一つの材料とするため、可能な限り、早期に情報周知を図ることとしていますが、分園方式の解消検討に想定以上の時間を要したことや本市における待機児童の解消や保育士不足、子育て支援施策の充実に伴う保育ニーズの高まりに対応し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、現時点から想定される最短の移管年度を想定してご説明いたしました。

説明会やアンケートでいただいたご意見をふまえ、皆様との対話を大切にしながら、より良い教育・保育環境の整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

● 施設・工事・安全面について

Q1. 乳児期に必要な「静かな環境」と、幼児期の「ダイナミックな遊び」は、遊べる時間を含めて、統合後の施設でどのように両立・保障されるのでしょうか。

A1. 民間移管後の園の運営方法や施設整備内容（園舎の規模や園庭面積等）については、移管先法人の提案内容によりますが、これまで朱雀こども園が分園方式により実施してきた乳児保育・幼児教育の良い部分を統合後の施設においても実施できるよう乳児室・幼児室等の適正配置や外遊びの時間の工夫等について、法人選定や審査、法人決定後の協議の過程等で確認を行う予定です。

Q2. 保育を行いながらの改修工事をするににおける安全性、騒音、粉塵対策、および園庭が使えない期間の子どもの遊び場等、子どもが落ち着いた環境で生活できる具体策を提示してください。また、送迎動線の変更や仮設園舎の可能性はありますか。

A2. 施設整備については、移管先法人により実施することとなりますので、現時点では工事の想定内容を含めて未定となります。

改修工事中のこどもの安全面については、十分に配慮した計画となるよう、移管先法人決定後に詳細を検討の上、移管後の三者協議会等において保護者の皆さまにご案内を行う予定です。なお、改修工事の計画内容によっては、送迎同線の変更等が生じる可能性がありますが、その際には事前に保護者の皆様へ説明や情報提供を実施した上で対応いただく予定です。また、騒音や粉塵が発生する作業については、午睡時間や主要な保育時間に配慮した工事計画を求めてまいりたいと考えています。

● 施設・工事・安全面について

Q3. 改修後の有効保育面積、年齢別の定員計画、想定される最大定員を教えてください。現在の朱雀こども園の各年齢11名という定員は維持されるのでしょうか。

A3. 施設整備の内容については、建築基準法等の関係法令および国の設備基準等を遵守したうえで、移管先法人の提案内容により決定される予定です。
民間移管後の利用定員の設定の考え方については、「P.5 方針について」No.1~3の回答をご確認ください。

● 選定・公募について

Q1. 法人の選定基準の内容（保育理念の評価方法、第三者評価の有無、過去の運営実績、不適切保育歴の確認方法など）を提示してください。

A1. 法人の選定・決定については、学識経験者、弁護士および公認会計士で構成される「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」において審査を行います。
選定においては、提出いただく資料などをもとに、応募動機や保育理念、財務状況、運営実績等を書類だけの審査ではなく、実際に運営されている園の現地視察や法人代表者及び園長予定者等へのヒアリング審査を行ったうえで厳格に審査しています。

Q2. 選定候補法人の事前公開、見学機会の確保、その法人の既存園の利用者の声を聞く機会がありますか。

A2. 具体的な候補法人については、公表を差し控えさせていただくこととなりますが、選定後の結果は、保護者の皆様へ通知および奈良市HPにて公表を行う予定です。また、移管先法人決定後の法人が運営する園見学の協力については、ご要望に応じて移管先法人に対応いただくこととなります。

Q3. 移管先の立候補がない、または決定に至らない場合に、条件を見直して再公募をすることですが、条件は緩和されるということでしょうか。緩和される場合は、保育の質や精度の低下をどう防ぎますか。

A3. 選定に至らない場合の条件見直しについては、応募を検討されていた法人に対し、アンケート等により課題点をヒアリングした上で、条件の見直しを行います。保育の質や公立から引継ぐ園としての基本的な条件を緩和することはありません。

Q4. 法人の公募条件を事前に保護者に公表し、納得を得た上で進めることは可能ですか。

A4. 募集要項については、公平性等を勘案し、公表するまでは事前に保護者の皆様に公開することはできませんが、移管園に求める本市の考え方については、事前に保護者の皆様にもご説明した上で進める予定をしております。
また、移管先法人公募にあたり、移管後の園運営について法人に今後も大切にしたい事項や、新たに期待や希望することについてアンケートを通じて保護者の意見を伝えており、アンケート結果を踏まえて、法人が提案内容を検討することになります。そのため、保護者の想いを伝えるためにも、アンケートを活用してご意見をいただければと考えています。

● 選定・公募について

Q5. 法人選定を1年間で行うスケジュールは、十分な期間ではないと考えますが、どのような移行支援体制を取りますか。また、公立から私立への人的継続性が断絶される可能性があるのでしょうか。

A5. 移管先法人への園運営の引継ぎについては、移管前の1年間をかけて引継保育及び共同保育を実施することとしています。特に共同保育期間は公立園の職員と移管先法人の職員が共同で保育を行うことにより、園児の具体的な状況などを踏まえて引継を行うこととしています。移管後については、公立園の正規職員は別の園へ移動することとなりますが、非正規職員が移管後の園での継続勤務を希望される場合、積極的に採用するなど、移管先法人にその採用についての配慮を求めてまいります。併せて、移管後は毎月公立園の保育経験者による園訪問を実施し、園の運営状況の確認や相談対応などのフォローを実施してまいります。

● 職員・公募条件について

Q1. 非正規職員（会計年度任用職員）の賃金水準が民営化後に下がることはありませんか。保育の質を担保するため、現行の給与水準を下回らない仕組みの構築、賃金水準維持に関する市の関与の有無、職員処遇を選定の評価項目にするか明確にしてください。

A1. 民間移管後は移管先法人の雇用条件に基づき、元公立園の職員については希望する方を採用していただく形となるため、市が直接的に賃金水準を指定・制限することはできません。しかし、これまでの民間移管の取組においては、移管先法人にとっても園の状況をよく知る職員が移管後も継続して就労いただくことはメリットであり、また、継続就労については、本人の自由意志であることから、本人が納得しうる条件の提示を行っていると考えております。
なお、移管園に限らずですが、市から民間法人には保育士の処遇改善に伴う補助金（処遇改善手当）を出すことで民間保育所の保育内容の充実を図ってしております。また、選定の評価においては、応募法人から提出される給与規定や研修体制、人材確保の考え方等についても審査を行い、安定した園運営を継続できる事業者を選定いたします。

Q2. 公募条件である「常勤相当の看護師配置」について、具体的に配置される時間等を明確にしてください。

A2. 保育中の児童の健康管理や応急対応等が安定して行えるよう、常勤または非常勤であっても複数人確保する等により常勤に準じる勤務体制を確保することとしています。想定としては概ね8時～17時を目安とし、その他代替体制の提示を求めます。他の移管園の事例としては、姉妹園からの応援や非常勤看護師によるシフト調整等で常勤相当を維持する運用体制を取っていただいている法人もあります。

● 引継ぎについて

Q1. 経営母体が変わるということは、保育の理念や方針が変わるということであるのに、3ヶ月間の引継ぎ期間は短すぎるのではないのでしょうか。

A1. 民間移管に伴う園児への影響を最小限にするため、引継・共同保育の実施期間については、他自治体の先進事例も参考にしながら、4～12月の引継保育期間と1～3月の共同保育期間を設けることとしております。共同保育期間中については、園児と法人職員とのコミュニケーションを図り、信頼関係の構築や保護者の方との関係性を築いていくことを目的として、園長予定者、主幹保育教諭予定者に加えて移管後の職員予定者が朱雀こども園のクラス運営に入り、市の職員と合同で教育・保育を行います。
なお、移管後においても市職員による移管園への定期訪問等により、運営状況を確認できる体制を整えるとともに、本市が主催する研修会に原則参加すること等を公募条件に設定することで、公立園が培った保育の理念や方針が継続できるよう体制を整えております。

● 引継ぎについて

Q2. 令和9年度の共同保育期間中、在籍している先生の人数が減ってしまうことはありませんか。

A2. 引継・共同保育期間中は公立での運営になるため、市の職員により配置されているクラスに、追加で移管先法人の保育士が参加することになりますので、先生の対数を減少させるものではありません。

● 移管後の運営について

Q1. 私立化に伴う金銭的負担（制服、教材、給食費、実費分）の増加について、具体的な説明を求めます。

A1. 保育料以外の実費徴収については、移管先法人の提案内容によりますが、法人公募における募集条件において、原則、費用徴収については、市立園と同等の水準となるよう設定することを移管の条件としております。また、上乘せ徴収や新たなサービス等により、保護者負担が増額しないよう配慮することや移管後の保護者要望に基づく新たな費用負担を伴うサービスの導入や、物価高騰の影響によりやむを得ず運営諸費の負担増が発生する場合等であっても、さまざまな家庭状況を鑑みた金額設定とするとともに、三者協議会等を通じて保護者の理解を得ることとしております。

Q2. おむつのサブスクやおむつを園で処分する、コットベット利用による布団の持ち帰りが不要などの保護者負担軽減策は対応してもらえるのでしょうか。

A2. 保護者負担軽減のため法人公募における移管条件として、オムツの自園処理を行うことを設定しております。また、これまでの民間移管園の傾向として、コットベットを継続して利用される園が多くあります。その他、オムツや午睡用のふとんのリースサービス等、保護者要望に基づき新たな負担軽減策を導入される事例もあります。

Q3. 乳児の突然死防止チェックなどの安全管理水準は維持もしくはそれ以上の水準で引継ぎされますか。

A3. 乳児の午睡中の突然死防止チェックをはじめとする安全管理については、法令や国のガイドラインに基づき実施されるものであり、現行の運用基準を踏まえた安全対策を引き続き移管先法人に求めることを前提としております。また、安全管理体制や事故防止の取組実績等を監査等により適切に評価を行っております。

Q4. 気象警報発令時のお迎え基準や、お盆や年末年始の休業日の設定は現状通り維持されますか。現状通り就労等で保育が必要な場合には受け入れてほしいです。

A4. 気象警報発令時の対応や休業日の設定については、基本的に現在の体制を基準に、三者協議会において移管先法人による提案の上で決定されます。
保育の開園時間については、移管条件として、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く）までとし、基本開園時間は、11時間（午前7時30分から午後6時30分）とすることと設定しており、基本開園時間前後の30分を延長保育時間として最低限設けることとしております。

幼保再編に関する問合せ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）
[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798
[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]
<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

